

社会福祉法人を新たに設立する意義

社会福祉法人 東静会
理事長 大澤正男

母子生活支援施設に係る者として常日頃から施設の知名度は低いと感じていますし、母子家庭に対して心無い振る舞いや時には差別的な発言があり、理解が深まっているとは思えません。機会あるごとに啓蒙活動を行い、時にはイベントや研修会を開いていますが、裾野の広がりは見られません。これは発信するわれわれにも大いに課題があると思われまます。

よく、訊かれる質問に、

「母親がいるのに母子生活支援施設の職員は何をしているの？」

「昼間は親が働いて不在なのに職員は何をしているの？」

「母子家庭は地域で生活しているのに何で施設に入るの？」

確かに外から見ている者にとっては当然の疑問であると思います。平成26年の統計ですが、婚姻件数は約649,000組、離婚件数は約222,000組でした。20歳未満の有子離婚が毎年6～7割でその多くの親権者は女性であるから母子家庭が多いのは当然です。

葛飾区内のある法人が運営する学童保育クラブに在籍している半分は母子家庭であり、昔に比べて母子家庭はマイナーではなくなり、必然的に就労が求められている家庭が増加しているとも言えます。

母子家庭の子どもが『いじめた』『泣かした』『破れた服を着ていた』『お小遣いがあまり貰えないらしい』『躰ができていない』『母子家庭だから、、、』母子家庭＝問題のある家庭と見られることがあります。「自分が好きで結婚離婚し母子家庭を選択したのは本人であり、生活が大変になったからと行政に助けを求めるのは筋違い。」「母子家庭の子どもは母親がいるのだから、食事、洗濯、掃除は心配ないので福祉の手を差し伸べる必要は無い。」と考える人は多いように思えます。

平成23年度全国実態調査によりますと母子世帯は123、8万世帯あり、貧困率は5割を超えています。母子世帯の8割は就労していますが平均年間就労年収は181万円と厳しい状況にあります。結婚や出産によって離職した既婚女性が退職前のキャリアを活かした仕事に就くことは非常に難しいのが現状です。ましてや母子家庭の場合は夫の協力がなく、その上で育児と家計の主な稼ぎ手として2つの役割を持つため「就職」そのものが厳しい状況です。経営者側でも「子ども病気になったら休まれては困る。」からとの理由で採用しないことが多いようです。

離婚後の住居形態は母親が住居（アパート等）を借りて引っ越す家庭が半数以上ですが、稀に夫が出て行った家にそのまま住むケースもあります。近頃では実家に帰るケースが増加しています。少子化の社会で実家では老夫婦（まだ若い祖父母も多い）だけで会話も減っています。そこへ娘が孫を連れて帰ってきた、となれば家を明るくなるし自分たちの老後も安心であると考えます。母親にとって住宅費はかからず経済的に援助して貰えます。働いても家に祖父母がいるから安心と共に依存関係でいられます。そのいずれも選択できない家庭が母子生活支援施設を活用しているのが実態です。

母子生活支援施設とは児童福祉法の基づく児童福祉施設で「配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行う」施設です。

さらに、児童福祉法では「都道府県等は、保護者が配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情のある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する」とし、さらに「母子の保護にあたっては児童の福祉を主眼としなければならない」とし、母子生活支援施設が「社会的養護」を担う施設であることを示しています。

全国には240か所あり、3,458世帯、9,013人の子どもとその母親が生活しています。（平成26年度全国母子生活支援施設実態調査）ここでは母子支援員、少年指導員、保育士、個別対応職員、心理療法担当職員などの専門職員が配置され、相談支援や心理支援を行うとともに安心安全な生活環境を保障し、家族の生活の支えや、子どもの育ちを保障しています。

施設の利用者は、未婚（非婚）や離婚などの配偶者のない女性の他にDV、児童虐待、夫からの遺棄や行方不明・拘置などにより、夫婦が一緒に住むことができない事情のある女子で、養育すべき児童を有している世帯です。

児童福祉施設であることから0歳から18歳に至るまでの子どもを対象としています。妊産婦を含む全年齢層の子どもであることから、その心身の発達や発育の成長は一人ひとり異なります。また、子どもの生活体験も様々であり、その環境や大人との関わりが心身の成長に影響を与えることを踏まえ、子どもの状態に応じた支援を行っています。

児童福祉施設でありながら、母親も共に生活していることが重要な視点であります。母親の年齢は16歳から60歳代までと子ども以上に年齢幅が大きい。

抱える課題も様々であり、母子生活支援施設はこれらの幅広い年齢の多岐に亘る課題を抱えた世帯に対して日常生活支援を中心として「生活の場」であることを軸足に置いた支援をしています。

少子化や核家族化、地域社会のつながりの喪失といった子ども・子そだてをめぐる社会状況の大きな変化によって、DV被害や児童虐待などが増加の一途をたどり、社会問題になっています。また、近年の経済情勢・雇用情勢は弱い立場にある母子世帯を一層厳しい状況に追いやっています。

そうした中で、母子生活支援施設では地域で生活できないDV被害者（平成26年度全国母子生活支援施設実態調査では入所者の54%がDV被害者）や児童虐待などを受け、深刻な状況にある子どもと母親が安心・安全な環境の中で心と身体を癒され、母は子育てのスキルを磨き、明日でも意欲を回復する場として、また子どもたちは、情緒の安定やおとなへの信頼の回復、学力の向上など未来に向けての力を蓄える場として機能を担っています。

厳しい状況にあっても、子どもと母親が離ればなれになるのではなく、一緒に生活しながら危機を乗り越え、再び社会へ復帰していくことを支援する唯一の施設“それが母子生活支援施設”なのです。

このように母子家庭にとって重要な施設であるにもかかわらず年々減少し、10年前には285か所ありましたが昨年は240か所と45か所も減少しています。施設が老朽化し、財政難が伴い、再建築を難しくさせています。また利用者は重篤化する中で24時間365日の職員対応が求められていますが行政が運営する公務員には馴染まないと思います。

そのような状況下にある施設を一つでも廃止にせず、その受け皿として今般、新たに社会福祉法人の設立準備（2016年春に可予定）をしています。社会資源を消すのは簡単ですが一か所でも施設の灯りを消さない運動を展開して行きます。